

東京都へき地医療対策協議会設置要綱

平成25年9月30日 25福保医救第679号

第1 目的

この要綱は、東京都へき地医療支援機構設置要綱（平成17年10月14日付17福保医救第282号）第3に基づく東京都へき地医療対策協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 協議事項

協議会は、東京都のへき地に関する次の事項について協議し、その結果を福祉保健局長に報告する。

- 1 へき地医療支援計画の策定に関する事項
- 2 へき地勤務医師等派遣計画の策定に関する事項
- 3 へき地における医師等医療技術者の安定的確保に関する事項
- 4 へき地医療対策に係る総合的な意見交換、調整等
- 5 その他必要な事項

第3 構成

協議会は次に掲げる区分に従い、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

- 1 へき地町村
へき地町村代表者及びへき地医療機関関係者
- 2 関係医療機関
へき地勤務医師等確保事業協力医療機関関係者及びへき地専門医療確保事業協力医療機関関係者
- 3 学識経験者
へき地医療に関する学識を有する者
- 4 病院経営本部職員
経営企画部長及び都立広尾病院関係者等
- 5 福祉保健局職員
医療政策部長及び島しょ保健所長等
- 6 その他
その他関係団体等で福祉保健局長が必要と認める者

第4 会長

- 1 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5 部会の設置

- 1 協議会には、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 2 小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6 招集等

- 1 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

第7 代理

委員は、学識経験者を除き、職務代理者を代理として出席させることができる。

第8 任期

- 1 委員の任期は指名又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を

妨げない。

第9 公開等

- 1 協議会及び関係資料、議事録は、原則として公開する。ただし、出席委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは公開しないことができる。
- 2 協議会及び関係資料、議事録を公開するときは、会長は必要な条件を付することができる。

第10 庶務

協議会の庶務は、医療政策部救急災害医療課において処理する。

第11 報酬

第3の1から3に掲げる委員の協議会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した協議会への出席に対する謝礼の総額を翌月末日までに支払うものとする。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 東京都へき地勤務医師等確保協議会設置要綱（平成5年3月22日付4衛医対第1381号）及び東京都へき地医療支援計画策定会議設置要綱（平成17年10月14日付17福保医救第282号）は、廃止する。